

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第26条第1項	指定検査機関の役員の選任及び解任の認可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 役員を選任しようとする場合は、次の書類を添付し、様式第4号（法施行規則第39条関係）による役員選任認可申請であること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿の謄本）

イ 選任しようとする者の略歴を記載した書類（氏名、生年月日、最終学歴及び職歴が記載されているもの）

ウ 選任しようとする者が法第22条第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しないことを証する書類（法人の代表者がその旨を証したもの）

(2) 役員を解任しようとする場合は、様式第4号（法施行規則第39条関係）による役員解任認可申請であること。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。